

福岡県原子爆弾被爆者交通手当支給要綱

1 趣旨

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づき、原子爆弾被爆者(以下「被爆者」という)に対して健康診断を実施し、健康管理を行っているが、被爆者の受診率向上のため、健康診断受診者に対して交通手当を支給し、健康管理の強化を図ろうとするものである。

2 支給対象者

被爆者であって、健康診断を知事が指定した検査実施機関で受診した者で下記のいずれかに該当する者。

- (1) 一般検査またはがん検診を受診するため、交通費として1回400円以上支出した者。
- (2) 精密検査を受診するために交通費を支出した者。

3 算定方法及び支給額

受診者が健康診断を受診するため、その者の居住地等と検査実施機関との間の往復に要した交通費(公共交通機関を利用した最も経済的な経路及び方法による運賃)の実費とする。ただし、一般検査またはがん検診を受診者でその支出額が400円未満の者については支給しない。

4 請求及び支給の方法

- (1) 受診者は別紙「交通手当請求書」により、検査実施機関を經由して請求することとする。
- (2) 検査実施機関は、氏名、請求額、口座等を確認の上、一月分をまとめて速やかに知事に提出する。

なお、提出先については、北九州市、福岡市及び久留米市内の医療機関はがん感染症疾病対策課に直接提出し、それ以外の医療機関は管轄の保健福祉環境事務所、保健福祉事務所に提出するものとする。

- (3) 知事は、請求のあった日の属する月の翌月末日に、口座振替の方法により支給する。

5 その他

- (1) 一回の検査に際し、特に必要があつて、同一受診者が、二度にわたって検査実施機関で受診したときは、交通手当はその都度支給するものとする。
- (2) この要綱は、平成13年4月1日の受診者から適用する。
- (3) 従前の原子爆弾被爆者交通手当支給要綱は廃止する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。